

近時、急増する海外企業との国際取引を見据えた

# 実務に役立つ『英文秘密保持契約（NDA）』の基礎と重要条項の実践的検討

～ 経験豊富な渉外弁護士が、英文契約書の基本を概観し、  
英文秘密保持契約の要諦を平易に解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2015年 3月 4日（水） 13:30～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

《開催にあたって》

近年、日本企業の海外進出、また、外国企業との国際取引の増加により、外国企業と英文契約書を取り交わすケースが増加しております。また、営業秘密漏洩に関する事件が大きく報道されるなど、企業の秘密保持への関心も高まっております。こうした状況を受け、本セミナーでは、『英文秘密保持契約（NDA）』を取り上げて、経験が豊富な渉外弁護士が、重要条項の解説、契約締結交渉時の留意点など、具体的な条項案に沿って実務的に解説致します。法務・コンプライアンス部門、海外事業部門など、関連部門のご担当者のご参加をお勧めいたします。

講師 松田綜合法律事務所 弁護士 水谷嘉伸 氏



講師紹介  
弁護士・米国ニューヨーク州弁護士。松田綜合法律事務所において国際部門統括責任者を務める。10年以上にわたり渉外法律事務所にて国際取引業務に従事。専門はM&A（企業買収）を中心とした企業法務。日常的にクロスボーダー案件を取扱い、日本企業の国際取引・海外進出や外国企業の日本投資・法律問題に対応する。2005年米国コロンビア大学ロースクール（LL.M.）を卒業し、同年ニューヨーク州弁護士資格を取得。米国サンフランシスコにおける勤務経験も有する。1999年上智大学法学部卒業。英検1級。

《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料：1名（ 税込・資料代含 ） ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円（本体価格 32,000円）	一般	37,800円（本体価格 35,000円）
-----	-----------------------	----	-----------------------

141769-0303 実務に役立つ『英文秘密保持契約（NDA）』の基礎と重要条項の実践的検討			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領：申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。  
※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認ください。〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕  
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。  
■お申込・お問合わせ先：企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

## ・プログラム・

### I. はじめに

1. NDA (Non-Disclosure Agreement) とは？
2. NDA を締結する場面
3. なぜ NDA を締結する必要があるのか？

### II. 英文契約書の基本

1. 基本的な構造
2. 各契約書に共通する「一般条項」の概説
  - (1) 準拠法
  - (2) 紛争解決条項
  - (3) 不可抗力条項
  - (4) 譲渡禁止条項
  - (5) その他（権利の不放弃、通知、契約の変更、完全合意、分離可能性、副本等）

### III. NDA の重要条項の解説と条項案の実践的検討

1. 「秘密情報」（Confidential Information）の定義
  - ～NDA で何を保護するのか？～
  - (1) 一切の情報 vs. 特定の情報
  - (2) 開示情報 vs. 知得情報
  - (3) 秘密表示の要件
  - (4) NDA の存在及び内容
2. 秘密情報の例外
  - ～情報受領者が「秘密情報」とされると困る情報～
  - (1) 公知情報・公開情報
  - (2) 保有情報
  - (3) 取得情報
  - (4) 独自開発情報
3. 秘密保持義務の例外 ～法令等に基づく開示要求～
  - (1) 適用場面
  - (2) 秘密情報の例外との違い
4. 秘密保持義務と付随義務
  - ～「秘密情報」を防御するために～
  - (1) 秘密保持義務（第三者への開示の禁止）
  - (2) 目的外使用の禁止
  - (3) 複製規制
  - (4) 情報管理体制
  - (5) 秘密情報の返還

5. 「秘密情報」につき秘密保持義務を負う者の範囲
  - ～契約当事者に義務を課せば十分か？～
  - (1) 社内 vs. と社外、開示が許される社外の者の範囲・条件とは？
  - (2) Need to know による限定とは？
  - (3) 規制の方法
6. NDA の存続期間
  - ～NDA が解除・終了すれば秘密保持義務等も失効させてよいか？～
  - (1) 契約の存続期間と秘密保持義務の存続期間
  - (2) 適切な存続期間とは？

### IV. その他の留意すべき条項

1. 開示される情報の正確性を求められたら？
  - ～開示情報の正確性の保証条項～
2. 競合他社への情報開示の場合の追加対応策
  - ～Non-Solicitation（引き抜き禁止）条項～
3. （応用編）いわゆる「Residuals（残留記憶）」条項の可否
  - (1) 「Residuals（残留記憶）」とは？
  - (2) 「Residuals（残留記憶）」条項の意義及びリスク
4. その他
  - (1) NDA 違反に関する救済手段
  - (2) 秘密情報の帰属
  - (3) 案件実行義務の不存在

### V. 外国企業から NDA が送られてきた！

- ～講義を踏まえた NDA 実例の検討に挑戦～
1. 情報開示者側が留意すべき事項
  2. 情報受領者側が留意すべき事項
  3. NDA を検討する際のチェックリスト

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい！ 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。